



発行
東京都

目次

52

告示

- 東京都太田記念館の個室利用料の徴収委託……………
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 旅券法関係手数料条例による手数料の徴収委託……………
……………（生活文化局都民生活部旅券課）…
- 宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収委託……………
……………（住宅政策本部住宅企画部不動産課）…
- 東京都農業関係試験等手数料条例による手数料等
の徴収委託……………（産業労働局農林水産部調整課）…

告示

●東京都告示第五百七十五号

東京都太田記念館管理規則（平成二年東京都規則第二十五号）第六条に規定する個室利用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 株式会社アイデント
- (二) 所在地 狛江市猪方四丁目一番一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百七十六号

旅券法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十二号）第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京観光財団
- (二) 所在地 新宿区山吹町三百四十六番地六 日新ビル六階

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百七十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十二條の二第二項又は第二十二條の三第二項に規定する法定講習受講修了者から徴収する宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

受託者名

所在地

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 千代田区富士見二丁目二番四号

公益社団法人全日本不動産協会 千代田区紀尾井町三番三十号

一般社団法人不動産協会 千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人全国住宅産業協会 千代田区麴町五丁目三番地

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百七十八号

東京都農業関係試験等手数料条例（平成十七年東京都条例第七十二号）に規定する手数料及び農産物等の物品売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団

(二) 所在地 立川市富士見町三丁目八番一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

